

移動等円滑化取組計画書

令和3年6月23日

住 所 東京都江東区青海 1-2-1
事業者名 東京臨海高速鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 浅川英夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客設備および車両等の整備に関する事項

- ① ホームドアは、2018 年度に国際展示場駅、2019 年度に大井町駅で運用を開始している。2021 年度中に天王洲アイル駅の整備を完了し、2022 年度までにさらに2 駅への導入を進める。また、ホームドア整備に合わせ、視覚障害者誘導用ブロックを改修する。その他の駅ではホームドア整備にあたり、ホーム上の通行に必要な最低幅が確保できていない箇所や、ホームドアの荷重を支えるための補強が必要な箇所等の課題があるが、検討を進める。
- ② エレベーターによる1ルート整備は、全駅において達成している。今後、複数ルート整備にあたっては、スペース・構造等の課題を踏まえて引き続き検討する。
- ③ 車両については、現在車椅子スペース等が設置されているが、今後新型車両の導入にあたっては、さらに移動円滑化を促進させるための取組を行う。
- ④ 車両とホームの段差、隙間対策については、各駅の実態調査の結果を踏まえ、各駅の一部の隙間対策を進めるとともに、今後も順次対策の拡大を図っていく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

- ① 乗降介助が必要なお客様に円滑に乗降いただけるよう、当社線各駅はもとより、直通先の JR 埼京線との連携を充実させる。
- ② あらゆるお客様にとってわかりやすく便利な案内サイン等を充実させる。
- ③ 駅社員を中心に、障害者の接遇に関する民間資格の取得や研修受講等を促進する。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
天王洲アイル駅	りんかい線の各駅においては、バリアフリールート確保やバリアフリートイレの設置等について移動等円滑化基準を満たしている。さらに以下の取組を実施し、移動等の円滑化を図っていく。 ホームドアを整備する。(2021 年度) 車両とホームの隙間対策を実施する。(2021 年度)
品川シーサイド駅	ホームドアを整備する。(2021 年度) ホームにおいて、視覚障害者誘導用ブロックを JIS 規格に更新する。(2021 年度)
東京テレポート駅	ホームドアを整備する。(2021～2022 年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
定期的な点検	旅客施設及び車両について、定期的な点検を実施し、機能の維持に努める。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
「声かけ・サポート運動」の継続実施	各社局と合同で実施している「声かけ・サポート運動」を継続的に実施し、見守り活動等を引き続き行う。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内サインの充実	各駅において必要な案内サインの設置、改修を実施する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	おもてなしの心と安全な介助技術を学ぶ「サービス介助士」の資格を駅社員中心に取得、更新させる。(2021 年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスター掲示等	国土交通省からの各種キャンペーンへの呼びかけに積極的に応じて、移動等円滑化に向けた広報活動及び啓発活動を実施する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

沿線自治体の協議会に参加し、必要な協力を行う。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

本計画書は当社ホームページ上で公表する。

VI その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、車両とホームの段差・隙間対策を除いて、当社の中期経営計画等に位置付けられている。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。